「高齢者SOSネットワークひゅうが」

をご存じですか？

行方不明になる可能性のある方の名前や特徴、
写真などの情報をあらかじめ登録しておくことで、
早期発見に役立てる制度です。

『SOSネットワークひゅうが』の流れ

どんな所が協力しているの？

警察署や消防本部、地域包括支援センター、金融機関や交通機関など地域のさまざまな機関・団体が協力しており、これらたくさんの『目』が早期発見につながります。

協力機関は何をするの？

行方不明が発生した場合、行方不明者の情報が市から協力機関にFAXでおくられます。

情報をうけた協力機関は、通常の業務や日常生活の中で行方不明者を気にかけたり、本人を見かけた場合は、警察に連絡します。

具体的な捜索活動を依頼するものではなく、可能な範囲での協力、情報提供をお願いしています。

事前登録方法は？

裏面をご確認ください。

登録の申し込み・お問い合わせ先

日向市 高齢者あんしん課

TEL:66-1022　FAX:56-1423

事前登録で、スムーズな捜索

（例）おじいちゃんが
いなくなった時、
一人で探せるかしら…

SOSネットワークひゅうがでは、外出中に道に迷う等の心配がある高齢者の方を家族等の希望により、事前登録することができます。

この制度は、登録された情報を、日向警察署及び日向市が共有しておき、行方不明になった場合にいち早くSOSネットワークひゅうがの協力機関に情報を提供し、早期発見・保護することに活用するものです。また、保護されたときに身元確認をスムーズに行うことができます。

相談・登録申請窓口

・日向市　高齢者あんしん課

登録申請に必要なもの

・登録する人の写真

（できるだけ最近のもので、
全身及び上半身が写っているもの）

申請者

・本人　・家族

※申請代行ができます。
- 地域包括支援センター
- 居宅介護支援事業所
- 介護保険施設　等

もし、行方不明になられた場合は、家族等が改めて、
日向警察署生活安全課へ捜索願を出す必要があります！

家族へ日向警察署が確認する事項等

- 氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、年齢
- 行方不明時の服装、持ち物
- 身体的特徴
- 認知症の有無（氏名が言えるかどうか、行きつけの場所）
- 行方不明時の状況
- 過去の発見履歴
- 最近の写真の提出
- 他機関への捜索依頼状況
- 協力を求める範囲
- 既往症

他